

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

佐賀国民年金 事案 580

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月

昭和62年12月末でA社を退職したため、妻が国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分の保険料を金融機関の窓口で納付したと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、昭和51年4月に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、国民年金手帳記号番号払出簿等の調査によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立期間に係る国民年金保険料納付書は作成されることは無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 23 日から 42 年 12 月 30 日まで
国（厚生労働省）の記録によると、A社で勤務していた昭和 40 年 3 月 23 日から 42 年 12 月 30 日までの期間について、脱退手当金が支給された記録となっている。同社を退職直後に勤務したB共済組合加入期間に係る退職一時金については、自分の意思に基づいて受給したことは認めるものの、申立期間については、43 年 3 月頃、社会保険事務所（当時）に出向き脱退手当金制度の説明を受けたが、将来の年金のことを考え脱退手当金を受給しないこととし、脱退手当金の請求手続は行っておらず受給した記憶も無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和 43 年 5 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が申立期間の後に勤務したB共済組合加入期間については、申立人の供述どおり、退職一時金が昭和 49 年 8 月に支給されていることが確認でき、当時、既に通算年金制度が創設されており、共済組合からの年金給付が受けられなくなることを知りながら、申立人が退職一時金の受給を選択したことを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していたとしても不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険整理

番号の前後 50 番以内に記録がある女性 78 人のうち、申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 42 年 12 月 30 日）の前後 2 年以内に同資格を喪失し、喪失時に脱退手当金の受給要件である 2 年以上の被保険者期間がある者 21 人中 8 人に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、この 8 人については、それぞれ同社に係る厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示がある上、それぞれの資格喪失日から約 4 か月以内に支給決定がなされていることが確認できるところ、当該 8 人のうちの 1 人は、A 社を退職する際、同社から脱退手当金に関する説明があり、同社に脱退手当金の請求手続をしてもらって受給した旨の供述をしていることを踏まえると、申立期間当時、同社においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性を否定できない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から 56 年 12 月頃まで
昭和 53 年 8 月頃から A 社 B 支店に勤務し、C 職種兼 D 職種として 56 年
末頃まで勤務したと思う。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 7 月 31 日から 56 年 12 月頃まで A 社に勤務したと申し立てている。

しかしながら、企業年金連合会は、申立人の E 厚生年金基金における資格取得日は昭和 53 年 8 月 20 日、資格喪失日は 54 年 7 月 31 日であると回答しており、これは国（厚生労働省）の記録と一致している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 53 年 8 月 20 日付で A 社に係る雇用保険被保険者資格を取得し、54 年 7 月 25 日に離職しており、申立期間において申立人の雇用保険の記録は確認できない上、申立期間において同社の厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 17 人の雇用保険被保険者記録は、いずれも厚生年金保険被保険者記録とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は A 社において、昭和 53 年 8 月 20 日付けで被保険者資格を取得し、54 年 7 月 31 日付けで同資格を喪失していることが確認できる上、当該原票の健康保険被保険者証交付等記録欄に、証返納督促年月日 54 年 8 月 24 日、証返納年月日 54 年 9 月 1 日と記載されていることなどから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は不自然な記録とは考えられず、上記被保険者期間以外に申立人が同社に係る被保険者資格を取得したことを示す記録は確認できない。

加えて、A社は既に廃業しており、後継事業所であるF社も申立人の申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 30 日から 63 年 1 月 1 日まで

A社においてB職種として勤務し、昭和 62 年 12 月 31 日付けで退職したと思うが、国（厚生労働省）の記録では、同年 12 月 30 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したこととなっている。同年 12 月 30 日から年末年始の休業日であったと思われるので、このような記録になっているのではないかと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する辞令により、申立人の退職日は昭和 62 年 12 月 29 日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人はA社C支部において昭和 51 年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、62 年 12 月 29 日に離職していることが確認でき、同記録は申立人の厚生年金保険の記録と符合する。

さらに、D厚生年金基金を引き継いだ企業年金連合会によると、申立人に係る厚生年金基金の加入員記録は、昭和 51 年 4 月 1 日資格取得、62 年 12 月 30 日資格喪失していることが確認できる上、A社が加入しているE健康保険組合によると、申立人の同社における健康保険組合の組合員記録は、51 年 4 月 1 日資格取得、62 年 12 月 30 日資格喪失していることが確認でき、いずれの記録も申立人の厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、A社は、申立期間当時の賃金台帳等厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いとしている上、申立人も申立期間当時の給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。